

## 南海トラフ地震臨時情報を受けた高知県の対応と今後の取組について

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課

令和 6 年 8 月 8 日 16 時 43 分、日向灘を震源とする地震が発生したことを受け、令和元年に制度が開始されて以来初めてとなる南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）の発表（17 時 00 分）に際して、本県においての対応と、今後の取組について報告します。

### 1 臨時情報に対するこれまでの取組

本県では、市町村による臨時情報に対する取組を支援するため、平成 31 年 3 月に国が公表したガイドラインを踏まえ、臨時情報発表時における市町村による住民の事前避難の検討が円滑に進むよう「住民の事前避難の検討手引き」を令和元年 7 月に策定しました。

これらを参考にして、市町村では、臨時情報発表時の態勢や対応について検討を行い、令和 7 年 6 月時点で、沿岸を有する 18 市町村と土砂災害警戒区域等を有する中山間地域の 3 町で、事前避難対象地域の指定を行っています。

### 2 臨時情報（巨大地震注意）の発表を受けた高知県の対応

#### （1）県の動き

本県では、令和 6 年 8 月 8 日 19 時 15 分に発表された臨時情報（巨大地震注意）を受け、災害対策本部規程等に基づき、直ちに災害対策本部を立ち上げ、臨時情報（巨大地震注意）の発表から 45 分後の 20 時 00 分には災害対策本部会議を開催し、後発地震を想定した応急対策活動への準備や、地震への備えの再確認について注意喚起するなど、県民等への情報発信を行いました。

本県の臨時情報発表前後の対応を時系列に示すと次のとおりです。

#### 【令和 6 年 8 月 8 日】

- 16 時 43 分 日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生
- 16 時 44 分 津波注意報 発表  
震災第 1 配備 警戒体制
- 17 時 00 分 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表  
震災第 2 配備 警戒本部体制
- 17 時 40 分 危機管理連絡員会議の開催
- 19 時 00 分 津波注意報 解除
- 19 時 15 分 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表  
震災第 4 配備 災害対策本部体制
- 20 時 00 分 第 1 回高知県災害対策本部会議を開催

第1回災害対策本部会議では、高知地方気象台から地震の状況や臨時情報についての説明を受け、その後、各部署の対応や市町村の配備状況、被害・避難状況などについて情報共有を行いました（写真1）。

本部長である濱田知事からは、応急対策活動への準備を進め、万全の態勢を整えること、県民や関係施設に適時適切な情報を発信し、県民へ備えの再確認の注意喚起を行うこと、国、市町村、関係機関との連携に万全を期すことについて指示が出され、全庁を挙げて対応にあたることになりました。



写真1 災害対策本部会議

また、併せて、知事から県民にメッセージを発表し、呼びかけを行いました。

#### 【知事メッセージの主な内容】

- 発表から1週間から2週間程度は、通常的生活を送りながら、次の地震に向けた備えを再確認してください。
- 今後は、地震の発生に注意しながら、冷静に落ち着いて通常的生活を送っていただくということが肝要です。
- 平素よりは地震発生の可能性が相対的に上がっているが、通常生活を送るということの基本をしながら、いざという時の備えをしっかりと確認して万全を期すことをお願いします。

## （2）市町村の動き

臨時情報発表後、沿岸部の4市町村（南国市、土佐清水市、黒潮町、芸西村）で高齢者等避難が発令されました。

自主避難に備えて避難所が20市町村で開設され、そのうち12市町村では、住民の方々が実際に避難を行い、ピーク時の避難者数は63人となりました。

また、沿岸部の1町では、1週間の避難を想定し、自力避難が困難な要配慮者の方に、福祉避難所への避難を促しました。

こうした市町村の対応については、事前の取り決め事項になかった内容も含まれておりますが、自主避難を希望される方への対応などのため、地域の実情に応じて柔軟に判断されたものと考えています。

なお、本県では、臨時情報発表時に災害救助法の適用にならない避難所の開設や、要配慮者の移送などに係る経費の一部を補填するための県独自の補助制度を設けており、臨時情報が発表された段階で、各市町村に対して、躊躇なく避難者対応が行えるよう補助制度の周知を行いました。

市町村によっては、この補助制度を踏まえた上で、自主避難に備えて避難所の開設を判断された側面もあるのではないかと考えられます。

一方で、一部の市町村においては、当時の対応を踏まえ、臨時情報発表時の態勢や対応について検証し、今後の臨時情報における態勢や対応を見直す動きがありました。

### (3) 学校や観光業等への影響

保育所・幼稚園等では、沿岸部の市町村のうち7園で休園措置がとられましたが、学校は夏休み期間中であったこともあり、大きな混乱等はありませんでした。

一方で、観光業では、旅館・ホテルで宿泊客からのキャンセル（8月9日～18日）の10日間で約12,500人泊が発生し、約1億7千万円の売上減になったと聞いており、大きな影響があったものと認識しています。

また、公共交通では、バスは平常どおり運行しましたが、鉄道については、一部の区間で徐行運転による運行が1週間行われたため、ダイヤ調整のための運休が発生し通勤・通学者や旅行者への影響が生じました。

### (4) よさこい祭りの開催

臨時情報の発表は、高知の祭りを代表する「よさこい祭り」（高知市で毎年8月9日～12日の4日間開催）前日の夕方だったため、開催に関して、知事と高知市長による協議も行われました。

最終的には、主催者であるよさこい祭振興会と県・高知市が連携して競演場等での避難マップの配布など、いざという時の避難場所等を周知するなど安全対策を徹底して実施することとし、大きな混乱はなく開催することができました（写真2）。

初めての臨時情報の発表でしたが、よさこい祭りが予定どおり開催されるなど、県民や県内の事業者は、過度に萎縮せず、概ね冷静に対応いただいたと認識しています。



写真2 よさこい祭り

### (5) 臨時情報による「特別な注意の呼びかけ」の終了

初めて臨時情報が発表されてから1週間が経過した、令和6年8月15日17時00分、国から臨時情報による「特別な注意の呼びかけ」を終了する発表がありました。

このことを受け、本県の災害対策本部については、同日同時刻をもって解散し、平時の体制に移行することとしました。

また、この際にも、濱田知事から県民にメッセージを公表し、次のとおり呼びかけました。

#### 【知事メッセージの主な内容】

- 特別な注意の呼びかけの中で、大規模地震に備えて冷静に対応いただいたことに感謝申し上げます。
- しかしながら、南海トラフ地震の発生が切迫している状況に変わりはないため、この機会に、引き続き、住宅の耐震化や室内の安全対策などの事前の備えを整えていただくようお願いします。

### 3 国の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループでの発表

令和6年9月には、国の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」に、委員として参加していた濱田知事が、ワーキンググループの要請により、本県の臨時情報を受けた対応について発表を行いました。

ワーキンググループでは、本県の臨時情報への対応状況の報告を行うとともに、本県が代表世話人を務める、南海トラフ地震に関する10県知事会議の各構成県からの意見や要望を集約し、国に訴えました。

#### 【10県知事会議からの主な意見や要望】

- 臨時情報が発表された際の、鉄道や金融機関、学校などの対応については、社会経済活動への影響が大きいことから、個々の事業者等の判断に任せるのではなく、統一的な対応を改めて検討すべき。
- 臨時情報を知らない層へのプッシュ型の情報提供の機会がこれまで少なかったことから、今後、国からもテレビ等を活用した積極的な啓発活動などが必要。
- 避難所を開設・運営する市町の財政負担が大きいと考えられるため、避難所開設時における市町の財政負担の軽減を図る必要がある。
- 帰省や旅行を控えたことにより、宿泊施設や観光関連施設等で多数のキャンセルが発生し、経済的影響が生じた。

### 4 10県知事会議における国への政策提言

令和6年11月には、南海トラフ地震に関する10県知事会議から、国に対して政策提言を行い、「南海トラフ地震・津波対策に必要な財源の確保」や「インフラ対策」といった提言と併せて、「臨時情報発表時の迅速な防災対応のための取組の推進」のために提言を行いました。

**【提言内容】**

- 臨時情報発表時には、南海トラフ地震の発生形態や、事前避難対象地域かどうかに関わらず、地震の発生可能性が高まった地域全体を災害救助法の適用対象とすること。
- 臨時情報を適切な住民避難等につなげるため、住民等が「注意」や「警戒」における取るべき行動を理解し、「正しく恐れる」ための丁寧な周知を行うこと。
- ライフライン企業の対策の促進、特に、観光に影響を与える交通事業者等の整合のとれた対策の促進を図るため、業種に応じた全国統一的な指針を策定すること。

なお、その後、国は令和6年12月に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策」を取りまとめ、「平時からの周知・広報の強化」や「各主体における防災対応検討の推進」として防災対応事例集の作成・共有などの方策が盛り込まれています。

**5 国の南海トラフ地震臨時情報に関するガイドラインの改訂**

初めて臨時情報が発表されてから約1年となる令和7年8月7日、国は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」を改訂し、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」を公表しました。

新たなガイドラインでは、令和6年8月に臨時情報が発表された際の教訓を踏まえ、「巨大地震注意」に関する記載の充実等が図られたほか、地方公共団体のとるべき防災対応の検討手順等を示した「地方公共団体編」が新たに章立てされ、再構成が図られています。

また、臨時情報の基本的な考え方として、住民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、行政や事業者等は「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮して、自らの行動を自ら判断することが重要とされました。

その上で、臨時情報発表時のイベント等の開催については、「適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい」という方向性などが示されています。

こうした対応方針の見直しは、今後、住民や地方公共団体、事業者等の各主体が、防災対応を考える際の目安として、より分かりやすい方向性が示されたのではないかと考えていますが、最終的な判断は、現場に委ねられる形となっています。

本県では、今回の国のガイドライン改訂を踏まえ、県内の市町村に向けた「住民の事前避難の検討手引き」を改訂し、市町村による臨時情報発表時の対応の検討や見直しにより進むよう支援していくこととしています。

## 6 国による南海トラフ地震事前避難対象地域に関するアンケート調査結果の公表

令和7年8月20日、国は「南海トラフ地震事前避難対象地域に関するアンケート調査」を初めて実施し、その結果を公表しました。

本県は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、市町村が1週間の事前避難を求める住民の数が、全国最多の約9.2万人という結果でした。

同年3月末に公表された国の被害想定では、津波による死者数の多さは全国で4番目でしたが、今回の調査において、事前避難者数が全国最多となったことは、県内市町村が臨時情報に備えて事前避難の検討を真摯に進めてきた結果が示されたものと受け止めています。

今後は、この事前避難の指定が生かせるよう、まだ経験していない臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、住民が何をすべきか正しく理解をしていただく必要があります。このため、啓発の強化に加えて、住民が参加する訓練の実施に向けて、市町村を支援し、「事前の備え」の強化を図っていきます。

## 7 南海トラフ地震臨時情報に対する高知県の今後の取組

### （1）高知県南海トラフ地震対策行動計画

本県では、南海トラフ地震による死者数を限りなくゼロに近づけることを目標に、県や市町村、事業者、県民がそれぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、平成21年から累次にわたって地震による被害の軽減や発災後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、様々な対策をハード・ソフトの両面から進めてきました。

令和7年度からの3年間を計画期間とする第6期行動計画では、令和6年の能登半島地震や臨時情報の教訓を踏まえて、「事前の備え」を強化・加速化し、「南海トラフ地震臨時情報への対応強化」など、10の重点課題を設定して、積極的に取組を推進することとしています。

### （2）啓発の強化

本県では、臨時情報が運用開始となった令和元年以降、定期的に行っている県民意識調査の中で、臨時情報の認知度を把握しています。

臨時情報が実際に発表される前の令和5年度までは、臨時情報の認知度は20～30パーセントで推移していましたが、令和6年度は初めて臨時情報が発表されたことを受け、54.5パーセントまで増加しました。とは言え、まだまだ十分な認知度とは言えません。

また、令和6年8月の臨時情報は「巨大地震注意」でしたが、より切迫度の高い「巨大地震警戒」が発表された際は、事前避難対象地域に対して市町村が避難指示や高齢者等避難の発令を行うなど、より迅速で的確な対応が求められることから、臨時情報への

正しい理解や、適切な対応をしていただくために、平時からの啓発が非常に重要になります。

このため、本県では、今年度、臨時情報の啓発を重点的に実施しており、本県出身のやなせたかし先生がデザインした防災キャラクターによる解説動画や、啓発内容を視覚的かつ端的に伝えるためのキービジュアルを用いたテレビCM、SNS、防災カレンダーなどの各種媒体での広報など、多角的な啓発に努め、県民への周知促進に取り組んでいます（図1、図2）。

解説動画やキービジュアルなどの動画は、高知県公式 YouTube チャンネルでいつでも視聴することができますので、ぜひ一度ご覧ください。

## 8 おわりに

臨時情報は、後発地震への注意を促す情報であり、国から防災対策を呼びかける一定の期間内に必ずしも後発地震が発生するものではなく、不確実性の高い情報です。

地震対策の基本は、あくまで地震は突発的に発生するものだとの認識に立った上で、引き続き住宅の耐震化や室内の安全対策、庁舎や要配慮施設等の高台移転、継続的な避難訓練などに取り組む必要があります。

その上で、不確実性の高い情報ではあるものの、臨時情報を生かして、最悪の事態に備えた防災対策につなげるためには、県民一人ひとりが臨時情報が発表された際の取るべき行動を正しく理解し、「正しく恐れる」ことで、自らの行動を自ら判断していただくことが重要だと考えています。

今後、本県としても、県民が適切な防災対応につなげられるよう、更なる啓発を含め、臨時情報への対応強化を進めていきます。



図1 キービジュアル（臨時情報）



図2 2025年防災カレンダーより抜粋

※ 高知県の防災キャラクターを活用した2025年防災カレンダーより抜粋